| | | | |
|---|---|---|---|
| (a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス（八六一＊＊） | (1) サービスは、自然人が提供しなければならない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) サービスは、自然人が提供しなければならない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。 | (3)<br>(a) 管轄地において効力を有し、又は有して国際的に認められる業務は、法律第三条第一項各号に掲げる事務（例えば、権限のある人に関して、第三国の法律につき当該業務を行うことについて資格を有するお客様に対し、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士（日本国の法律に関する業務は、認められない。）の書面による助言を受けることを条件として認めること。）<br>(b) 「弁護士」との共同事業は、認める（「弁護士」の雇用は、認める。）<br>(c) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士」という文言を付加しなければならない。<br>(d) 国際仲裁における代理を認める。 |
| (b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。 | | | |
| (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。 | | | |
| (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。 | | | |
| (e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。 | | | |
| (f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。 | | | |

サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈

サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。

法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

(a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。

(b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。

(c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。

(d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。

(e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。

(f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| (a) 日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス（八六一＊＊） | (1) サービスは、自然人又は司法書士法人（注）が提供しなければならない。<br>注 日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。<br>(2) 司法書士法人は、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。<br>(3) 司法書士法人は、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| (a) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス（八六一＊＊） | (1) サービスは、自然人又は行政書士法人（注）が提供しなければならない。<br>注 行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。<br>(2) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。<br>(3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| (a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス（八六一＊＊） | (1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人（注）が提供しなければならない。<br>注 日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。<br>(2) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。 | |